

下水道財政のあり方に関する研究会(第3回)

1 開催日時等

- 開催日時：平成 27 年 3 月 16 日（月）16：00～18：00
- 場 所：砂防会館別館 B（シェーンバツハ・サポー）3 F 六甲会議室
- 出席者：宮脇座長、井手委員、井上委員、宇野委員、小池委員、
新田委員、八谷委員（北村委員代理）、宮下委員、渡邊委員、
大村公営企業課長、佐藤オブザーバー、
亀水大臣官房審議官、大沢準公営企業室室長、東課長補佐 他

2 議題

- (1) 資料説明
- (2) 明石市、米沢市、吉野ヶ里町からのヒアリング
- (3) 意見交換

3 配布資料

- (資料 1) 高資本費対策の分析
- (資料 2) 経営戦略の概要等
- (資料 3) 明石市、米沢市、吉野ヶ里町からのヒアリング資料

4 概要

- (1) 事務局より資料について説明
- (2) 明石市、米沢市、吉野ヶ里町からのヒアリング
- (3) 出席者からの主な意見
 - 高資本費対策について、措置自体については供用開始後 30 年、交付税措置割合については 26 年を境にそのあり方が変わっているが、26 年・30 年はどのような考え方で設定しているのか。
 - 高資本費対策において、現在、団体が作成することとなっている「経営安定化のための方策」と「経営戦略」との関係はどのように考えればよいのか。
 - 「経営戦略」は策定が義務付けられているのか。
 - 平成 21 年度決算と平成 25 年度決算における処理区域内人口密度別の資本費単価の比較について、人口密度が低いほど単価が高いという傾向にあるが、これは単純にスケールメリットの問題なのか、あるいは、人口密度が高い地域ほど整備が進んでいるという時間的な問題なのか。
 - 資本費平準化債の発行という手段もある中で、供用開始後 30 年という要件に合理性はあるのか。
 - 供用開始後年数が 30 年以上の下水道事業は都市部に集中していると推測されるが、仮に供用開始後 30 年という要件を延ばした場合、都市部にメリットがあるという理解でよいか。あるいは、しばらくすると人口密度の低い地域も 30 年を超えてくることから、そういった地域に対するメリットについても考えていくべきなのか。

- 処理区域内人口密度が 50 人/ha 以下の高資本費対策対象事業の割合が増加傾向にあることを踏まえ、財政力の弱い団体を十分にフォローできるような仕組みとなるよう考えていくべきではないか。
- 高資本費対策について、使用料 150 円/m³以上という要件があるが、これは努力したところに高資本費対策を向けるという理念なのか、それとも財政力が弱いからこそ使用料も上げられなかったため、そういうところに財政支援をしているという理念なのか。